〇総務省告示第

号

局 昭 及 和 電 び 六 波 構 + 法 内 __ 無 昭 年 線 郵 和 局 政 + \mathcal{O} 省 申 告 五 請 示 年 第 法 \mathcal{O} 審 \equiv 律 第 査 百 に 九 百三十一 適 + 用 五. す 号 る受 号) 陸 信 第 上 設 七 移 備 条 動 第一 業 \mathcal{O} 特 務 性 項 \mathcal{O} 第二 を 無 定 線 号 及 8 局 る 件 携 び 帯 第 移 兀 \mathcal{O} 号 動 部 業 \mathcal{O} を 務 規 次 定 \mathcal{O} 無 を \mathcal{O} 実 ょ 線 う 施 局 に す 改 る 簡 正 易 た ーする め、 無 線

令和 年 月

日

0

総務大臣 高市 早苗

次 \mathcal{O} 表 に ょ り、 改 正 後 欄 12 掲 げ る そ \mathcal{O} 標記 部 分に二 重 傍 線 を付 し た 規定) 以 下 \neg 対 象 規 定 と 7 う

)は、これを加える。

0

六の二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通 二~六 周波数分割多元接続方式携帯無線通信をいう。以下同じ。)を行う無線局及びローカル5G 信(設備規則第三条第四号の七に規定するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交 設備規則第三条第十五号に規定するローカル5Gをいう。以下同じ。)の無線局の審査に適用 する受信設備の特性 ア
感度 時分割複信方式を用いるものの受信設備 るものの受信設備 三・四品を超え四・一品以下又は四・五品を超え四・九品以下の周波数の電波を使用す 略 $(\,\underline{i}\,)$ __基地局の感度 · 一以下 三・四を超え四 電力の総和を最大送信電力として、各空中線端子において次の表の値を満たすこと をいう。以下同じ。)と組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信 一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有するアンテナ アクティブフェーズドアレイアンテナ(複数の空中線、位相器及び増幅器を用いて 感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、 信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準 略 空中線端子のない受信設備 $\widehat{\mathrm{GHz}}$ 空中線端子(測定に用いることができる端子をいう。以下この号において同じ の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送 希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波 のある受信設備 周波数帯域 略 |二|| 最大送信電力(デ |三|| チャネル間隔 (|四|| 基準感度(デシ [略] 略 る。以下この表にお トを〇デシベルとす シベル(一ミリワッ いて同じ。)) 改 正 後 略 略 略 略 略 略 MHz 略 略 [略] 略 略 略 ベル) 六の二 二~六 1 三・六品を超え四・一品以下又は四・五品を超え四・九品以下の周波数の電波を使用する [新規] (1) [同上] ものの受信設備 ア__[同上] (ア) 同上 同上 略 同上 一以下 二・六を超え四・ [同上] GHz 周波数帯域 同上 [同上] 同上 る。以下この表にお トを〇デシベルとす シベル(一ミリワッ いて同じ。)) 最大送信電力(デ 三 改 正 前 同上 [同上] 同上 [同上] 同上 同上 MHz チャネル間隔 四 基準感度 (デ [同上] 同上 同上 [同上] 同上 同上 シベル)

感度の場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。 信電力及び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準)の受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送 希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波

[恪]					・一以下	三・四を超え四				GHz	一 周波数帯域
		[略]		[略]		[略]	いて同じ。))	る。以下この表にお	トを○デシベルとす	シベル (一ミリワッ	$\ddot{-}$
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				MHz	最大送信電力(デ 三 チャネル間隔(
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]				ベル)	(四 基準感度(デシ

(1) 陸上移動局の感度

九五%以上であること。 に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャネル間隔 希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)

周波数帯域(Hz)

チャネル間隔(MI)

ットを○デシベルとする。以下 基準感度(デシベル(一ミリワ

この表において同じ。))

		基準感度(デシベル(一ミリワ
周波数帯域(Hz)	チャネル間隔(MI)	ットを○デシベルとする。以下
		この表において同じ。))
三・四を超え三・八	[魯]	[略]
以下	[魯]	[略]
	[魯]	[略]
	[魯]	[略]
	[略]	[略]
[略]		
[略]		

イ

			同上
			[同上]
[同上]	[同上]		
[同上]	[同上]	同上	
[同上]	[同上]		
[同上]	[同上]	同上	
[同上]	[同上]		・一以下
[同上]	[同上]	同上	三・六を超え四
		ンで同じ。))	
		る。以下この表にお	
		トを〇デシベルとす	
シベル)	MHz	シベル(一ミリワッ	GHz
四 基準感度(デ	$\overline{}$	二 最大送信電力(デ 三 チャネル間隔	一周波数帯域一

ァ (ア) [同上]	[注 同上](2) [同上]	[同上]	[同上]								下	三・六を超え三・八以
				同上]	[同上]	同上]	同上]	同上]	[同七]	[同上]	[恒斗]	[恒斗]
				[恒斗]	[恒斗]	[恒斗]	[恒斗]	[恒斗]	[上回]	[恒刊]	[上回]	[上回]

イ__ブロッキング特性

略」

ア 基地局のブロッキング特性

(i) 空中線端子のある受信設備

わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力とし ける送信電力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合 場合において、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクテ 下欄に掲げる周波数幅の変調された妨害波を次により求められる値の電力で加えた 調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ て次の表の値を満たすこと。 て、希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の ィブフェーズドアレイアンテナと組み合わせない場合にあつては各空中線端子にお 基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変

ては、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする 信電力が24+101og:oNデシベルを超え38+101og:oNデシベル以下のものにあつては とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつ ツベラ ー38デシベル、最大送信電力が24+101og.oNデシベル以下のものにあつてはー35デ , 以下<u>この(i)において同じ</u>。)を超えるものにあつては-43デシベル、最大送 最大送信電力が38+10 \log_{10} Nデシベル(1ミリワットを0デシベルとし、N=1

空中線端子のない受信設備

周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合におい 調の信号で変調された搬送波)に対し、j)の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ て、スループットがその最大値の九五%以上であること。 た同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる 基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変

た値、最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものにあつては-38デシ ベルから空中線絶対利得を滅じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあて てはー35デシベルから空中線絶対利得を減じた値 <u>において同じ</u>。)を超えるものにあつては-43デシベルから空中線絶対利得を滅じ 最大送信電力が47デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。以下この(ii)

_陸上移動局のブロッキング特性

一の搬送波を受信する場合

第二妨害波を(二)四四デシベルの電力で加えた場合において、スループットがそ 離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数幅の変調された シベルとする。以下この()において同じ。) の電力で加え、同表の四の欄に掲げる げる周波数幅の変調された第一妨害怶を(二)五六デシベル(一ミリワットを○デ じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲 調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応 基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変

> の総和を最大送信電力として次の表の値を満たすこと。 ズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力 いて、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェー 掲げる周波数幅の変調された妨害波を次により求められる値の電力で加えた場合にお 希望波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じて、 基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調

 $4+10\log_{10}$ Nデシベルを超え $38+10\log_{10}$ Nデシベル以下のものにあつては-38デシベ 、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。以下 ル、最大送信電力が24+101og:oNデシベル以下のものにあつては-35デシベル <u>この(ア)において同じ</u>。)を超えるものにあつては-43デシベル、最大送信電力が2 する。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては 最大送信電力が38+10 \log_{10} Nデシベル(1ミリワットを0デシベルとし、N=1と

(イ) __ [表同上]

幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スル ープットがその最大値の九五%以上であること。 表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる周波数 の信号で変調された搬送波)に対し、⑦の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同 基準感度より六デシベル高い希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調

ら空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては-35 <u>おいて同じ</u>。)を超えるものにあつてはー43デシベルから空中線絶対利得を滅じた値 デシベルから空中線絶対利得を滅じた値 最大送信電力が33デシベルを超え47デシベル以下のものにあつては-38デシベルか 最大送信電力が47デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。以下この($\overline{4}$)に

[同上]

同上

同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の三の欄に掲げる周 だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数幅の変調された第二妨害波を する。以下この穴において同じ。)の電力で加え、同表の四の欄に掲げる離調周波数 波数幅の変調された第一妨害怶を(Ⅰ)五六デシベル(Ⅰミリワットを○デシベルと の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた (二) 四四デシベルの電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五 基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調

の最大値の九五%以上であること

隣接する複数の搬送波を同時に受信する場合

数幅の変調された第二妨害波を(一)四四デシベルの電力で加えた場合において各 の四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波 搬送波におけるスループットがその最大値の九五%以上であること。 ミリワットを○デシベルとする。以下このiiiにおいて同じ。)の電力で加え、同表 同表の三の欄に掲げる周波数幅の変調された第一妨害披を(二)五六デシベル(一 チャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において つて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げる 各搬送波における基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であ

隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合 各搬送波における一の表の値を満たすこと。

_隣接チャネル選択度

_基地局の隣接チャネル選択度 空中線端子のある受信設備

あつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の表の値 調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合に ドアレイアンテナと組み合わせない場合にあつては各空中線端子における送信電力 波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において を満たすこと。 た同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周 スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズ 基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相

超え $38+10\log_{10}$ Nデシベル以下のものにあつては-47デシベル、最大送信電力が24ては、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。 とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあっ +101og:oNデシベル以下のものにあしてはー44デシベル) を超えるものにあつては−52デシベル、最大送信電力が24+101og™Nデシベルを 最大送信電力が38+10 \log_{10} Nデシベル(1ミリワットを0デシベルとし、N=

[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	チャネル間隔(ML)
二九・四六七五	二四・四七二五				離調周波数(叶z)
[略]	[略]				妨害波の周波数幅(MZ)

%以上であること。

同上

るスループットがその最大値の九五%以上であること。 れた第二妨害波を(一)四四デシベルの電力で加えた場合において、各搬送波におけ 掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数幅の変調さ トを○デシベルとする。以下このイイにおいて同じ。)の電力で加え、同表の四の欄に 三の欄に掲げる周波数幅の変調された第一妨害怶を(二)五六デシベル(一ミリワッ ネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の て、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャ 各搬送波における基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であ

[同条]

各搬送波におけるアの表の値を満たすこと。

同上

ア__[同上]

同上

送信電力として次の表の値を満たすこと。 プットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレイア の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スルー 表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅 の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同 ンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大 基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調

、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を超 デシベア以下のものにあしては-44デシベス えるものにあつては-52デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}$ Nデシベルを超え38+する。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては $10\log_{10} N$ デシベル以下のものにあつてはー47デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10} N$ 最大送信電力が38+10 \log_{10} Nデシベル(1ミリワットを0デシベルとし、N=1と

チャネル間隔(Mz)	離調周波数(MI)	妨害波の周波数幅(MZ)
[恒斗]		
[三二]		
[恒斗]		
[恒斗]	二四・五八五	[上三]
[恒十]	二九・五三五	[上回]

(ii)	1					
空中線端子のない受信設備	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
文信設備	五九・四六七五	五四・四七二五	四九・四六二五	四四・四六七五	三九・四七二五	三四・四六二五
	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

空中線端子のない受信設備

波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において 調の信号で変調された搬送波)に対し、⑴の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ た同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周 スループットがその最大値の九五%以上であること。 基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変

対利得を滅じた値 ルを超え47デシベル以下のものにあつては-47デシベルから空中線絶対利得を滅じ た値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては-44デシベルから空中線絶 にあつては-52デシベルから空中線絶対利得を滅じた値、最大送信電力が33デシベ 最大送信電力が47デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)を超えるもの

陸上移動局の隣接チャネル選択度

(iii) 隣接しない複数の搬送皮を同時に受信する場合 各搬送波におけるinの表の値を満たすこと。

__相互変調特性

_基地局の相互変調特性

空中線端子のある受信設備

場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を最大送信電力として次の 信電力を最大送信電力とし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた おいて、スループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフ 調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応 表の値を満たすこと。 げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合に じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波 ェーズドアレイアンテナと組み合わせない場合にあつては各空中線端子における送 基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変 同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲

。)を超えるものにあつては-52デシベル、最大送信電力が $24+10\log$ n Nデシベル ては、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする とする。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあて 最大送信電力が38+10 \log_{10} Nデシベル(1ミリワットを0デシベルとし、N=

(1) 同上

プットがその最大値の九五%以上であること。 の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スルー 表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅 の信号で変調された搬送波)に対し、穴の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同 基準感度より六デシベル高い希望波_(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調

滅じた値 最大送信電力が33デシベル以下のものにあつてはー44デシベルから空中線絶対利得を 超え47デシベル以下のものにあつては-47デシベルから空中線絶対利得を減じた値、 あつては-52デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを 最大送信電力が47デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)を超えるものに

同上

(ウ) 上ア・イ 同上 同上

各搬送波におけるアの表の値を満たすこと。

(4) [同 上]

ア__[同上]

同上

最大送信電力として次の表の値を満たすこと。 ループットがその最大値の九五%以上であること。なお、アクティブフェーズドアレ 数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、ス 表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波 同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同 の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた イアンテナと組み合わせた場合にあつては、全空中線端子における送信電力の総和を 基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調

、Nは1つの搬送波を構成する無線設備の数又は8のいずれか小さい値とする。)を 超えるものにあつては-52デシベル、最大送信電力が24+10log10Nデシベルを超え38 する。ただし、アクティブフェーズドアレイアンテナと組み合わせた場合にあつては 最大送信電力が38+10 \log_{10} Nデシベル(1ミリワットを0デシベルとし、N=1と

24+101ogioNデシベル以下のものにあしては-44デシベル を超え38+101og $_{10}$ Nデシベル以下のものにあつては-47デシベル、最大送信電力が

[略]	[略]	[略]	[略] [略]	[略] [略]	[略] [略] [略] [五二・四六
					四六 [略] [略]

(ii) 空中線端子のない受信設備

おいて、スループットがその最大値の九五%以上であること。 を、同表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲 じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波 調の信号で変調された搬送波)に対し、()の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応 げる周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合に 基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相

対利得を減じた値 ルを超え47デシベル以下のものにあつては-47デシベルから空中線絶対利得を滅じ にあつては-52デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシー た値、最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては-44デシベルから空中線絶 最大送信電力が47デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)を超えるもの

陸上移動局の相互変調特性

(i) (i) (ii) 略

隣接しない複数の搬送波を同時に受信する場合 各搬送波におけるiiの表の値を満たすこと。

二七HIを超え二九・五HI以下の周波数の電波を使用する受信設備

上 (ア) 略

陸上移動局の感度

の受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャネル間隔 希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)

> Nデシベル以下のものにあっては-44デシベル $+10\log_{10}$ Nデシベル以下のものにあつては-47デシベル、最大送信電力が $24+10\log_{10}$

()														
	[同上]	[同十]	[同十]	[同十]	[同斗]	[同上]	[回斗]	[同上]	[上三]	[上回]	[同上])	ー チャネル間隔(Miz
	五七・四五	五二・四三							一七・三八		一二・四五	数 (MHz)	害波の離調周波	二 変調のない妨
	[匠斗]	[匠斗]							[匠斗]		[匠斗]	数 (MHz)	害波の離調周波	三 変調された妨
	[同上]	[同上]							[恒斗]		[同上]	MHz	害波の周波数幅	四 変調された妨

(1) I 同上

ループットがその最大値の九五%以上であること。 数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、 表の三の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波 同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同 の信号で変調された搬送波)に対し、穴の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じた 基準感度より六デシベル高い希望波 (符号化率が三分の一であつて、四相位相変調

滅じた値 最大送信電力が33デシベル以下のものにあつては-44デシベルから空中線絶対利得を 超え47デンベル以下のものにあつては-47デンベルから空中線絶対利得を減じた値、 あつては-52デシベルから空中線絶対利得を減じた値、最大送信電力が33デシベルを 最大送信電力が47デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)を超えるものに

同上

L(ア)・(イ) 同上

同上

(1) 同上 同上

各搬送波におけるアの表の値を満たすこと。

イ 〒 同上 1

九五%以上であること。 に応じた同表の下欄に掲げる基準感度の場合において、スループットがその最大値の

安 女 寺 或 (_	基準感度(デシベル(一ミリワ
居波娄带垣 ()	ザキネル間隔 ()()	ットを○デシベルとする。))
[略]	[鮥]	(一) 八四・二
	[略]	(二) 八一·二
	[略]	(二) 七八・二
	[略]	(二) 七五・二

イ ブロッキング特性

(イ) 陸上移動局のブロッキング特性

iii 隣接しない複数の搬送坡を同時に受信する場合L(i)・ii 略] 各搬送波における一の表の値を満たすこと。

ウ 隣接チャネル選択度

(イ) 陸上移動局の隣接チャネル選択度

(ii) 隣接しない複数の搬送皮を同時に受信する場合【(i・ii) 略】

各搬送波におけるio表の値を満たすこと。

2 周波数分割複信方式を用いるものの受信設備

ア 基地局の感度

受信電力が次の表の一の欄に掲げる周波数帯域、同表の二の欄に掲げる最大送信電力及 び同表の三の欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の四の欄に掲げる基準感度の場合に 希望波(符号化率が三分の一であつて、 四相位相変調の信号で変調された搬送波)の

おいて、スループットがその最大値の九五%以上であること。

277	アン の量に付いている。 よっこう	30.4.2	
一 周波数帯域(Mz)	二 最大送信電力(デ 三	三チャネル間四	四 基準感度(デ
	シベル(一ミリワッ	隔 MHz	シベル)
	トを〇デシベルとす		
	る。以下この表にお		
	いて同じ。))		
七一八を超え七四八以三八を超えるもの	三八を超えるもの	五、一〇又は一	一〇又は一(二)九八・二
下、八一五を超え八四		五.	
五以下、九〇〇を超え		110	(二) 九四・六
九一五以下、一、四二	二四を超え三八以下	五、一〇又は一	一○又は一(二) 九三・二
七・九を超え一、四六		五	

			1] [卜回]	唐波 数 带 域 () () ()	
[同上]	[同上]	[同上]	[恒斗]	チャネル間隔(畑)	
(一) 七四	(-) 七七	(二) 八〇	(二) 八三	ワットを○デシベルとする。))	基準感度(デシベル(一ミリ

(2)

イ [ア] (ウ) [ア・イ 同 日 (ウ) [同 上] (ウ) [同 上]

各搬送波におけるアの表の値を満たすこと。

同上

イ [戸 同上]

ウ 隣接しない複数の搬送被を同時に受信する場合 上(ア・/イ) 同上]

各搬送波におけるアの表の値を満たすこと。

(4) 同 上

[新規]

	(二) 九六・一	10	一七〇以下
	(二) 九九・三	五	二、一一〇を超え二、
	(二) 九〇・一	110	
	(二)九一・三	五	
	(二)九三・一	-0	八〇以下
	(二) 九六・三	五	一、八〇五を超え一八
	(二) 八九・一	10	
	(二) 九四・三	五	
	(二) 九六・一	10	一、五一〇・九以下
	(一) 九九・三	五	一、四七五・九を超え
	(二)八五・一	110	
	(二) 九〇・七	一五	
	(二) 九三・一	10	下
	(二) 九六・三	五	九四五を超え九六〇以
	(二) 八七・四	110	
	(二) 九二・三	五	
	(二) 九四・一	10	下
	(二) 九七・三	五	八七五を超え八九〇以
	(二) 八六・九	110	
	(二) 九二・〇	五	
	(二) 九三・八	10	下
	(二) 九六・八	五	八六〇を超え八七五以
	(二) 九〇・一	110	
	(二) 九二・八	五	
	(二) 九四・八	10	下
	(二) 九七・八	五	七七三を超え八〇三以
	同じ。))]
	ットを○デシベルとする。以下	チャネル間隔(ML)	周波数帯域(MIz)
	基準感度(デシベル(一ミリワ		
,			以上であること。
%	こ、スループットがその最大値の九五%	じた司表の下欄に掲げる基準感度の場合において	じた司表の下欄に掲げる
心	受信電力が次の表の上欄に掲げる周波数帯域及び同表の中欄に掲げるチャネル間隔に応	懶に掲げる周波数帯域及び	受信電力が次の表の上間
の	四相位相変調の信号で変調された搬送波)	(符号化率が三分の一であつて、四相位	希望波(符号化率が三
			イ 陸上移動局の感度
	(二) 八六・六	.1	え一、九八〇以下
			九二
	五、一〇又は一(二)九〇・二	二四以下	○を超え一、七八五以
	二〇 (二) 八九·六		二・九以下、一、七一

複数の搬送波を同時に受信する受信装置にあつては、複数の搬送波を同時に受信 五. 九四・三

i 同一の周波数帯域で複数の搬送波が隣接する場合している状態において、次に掲げる許容値を満たすこと。

- 各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。
- 異なる周波数帯で複数の搬送波が隣接しない場合

(ii)

各搬送波におけるこの表の基準感度の値に○・五デシベルを加えた値を満たす

ブロッキング特性 基地局のブロッキング特性

(iii) i及びiiに掲げるもの以外

各搬送波におけるこの表の値を満たすこと。

波より同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において、同表の下欄に掲げる スループットがその最大値の九五%以上であること。 周波数幅の変調された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において 信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じて、希望 基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、 四相位相変調の

fデシベルを超え38デシベル以下のものにあつては-38デシベル、最大送信電力が24デ 各空中線端子における最大送信電力が38デシベル(1ミリワットを0デシベルとする 以下このアにおいて同じ。)を超えるものにあつては-43デシベル、最大送信電力が2

ベル以下のものにあつては-35デシベル

21 - 0 - 1 - 27 - 4	7 4	
チャネル間隔(MZ)	離調周波数(Hz)	妨害波の周波数幅(MZ)
五	01	五
10		五
一五	一五	五
011	用・六一	五

陸上移動局のブロッキング特性

変調された第二妨害波を(二)四四デシベルの電力で加えた場合において、スループッ 四の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の五の欄に掲げる周波数幅の おいて同表の三の欄に掲げる周波数幅の変調された第一妨害波を(二)五六デシベル が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の一の 欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数に ヤンネル間隔が二○MLのものにあつては、九デシベルとする。) 高い希望波(符号化率 トがその最大値の九五%以上であること。 ミリワットを○デシベルとする。以下このイにおいて同じ。)の電力で加え、同表の 基準感度より六デシベル(チャネル間隔が一五HLのものにあつては、七デシベル、チ

チャネル間 二 第一妨害波 三 第一妨害波 四

第二妨害波 五

第二妨害波

011	一五	10	五	隔 (MHz
一七・五	五五	二 五	10	の離調周波数
五	五	五	五	MHz の周波数幅(
二二・五以上	二〇以上	一七・五以上	一五以上	の離調周波数
五	五	五	五	MHz の周波数幅(

隣接チャネル選択度

された妨害波を、次により求められる値の電力で加えた場合において、スループットが 中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変調 その最大値の九五%以上であること。 信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表の 基地局の隣接チャネル選択度 基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の

はー44デシベル ル以下のものにあつてはー47デシベル、最大送信電力が24デシベル以下のものにあつて 各空中線端子における最大送信電力が38デシベル(1ミリワットを0デシベルとする を超えるものにあつては-52デシベル、最大送信電力が24デシベルを超え38デシィ

チャネル間隔(MZ)	離調周波数(Mz)	妨害波の周波数幅 (MZ)
	五・〇〇二五	五
10	七・五〇七五	五
一五	一〇・〇 三五	五
0 1	一二•五〇二五	五

陸上移動局の隣接チャネル選択度

の信号で変調された搬送波)に対し、次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じた同表 あること。 とする。)高い電力で加えた場合において、スループットがその最大値の九五%以上で ては、四二・五デシベル、チャネル間隔が二○Moのものにあつては、三九・五デシベル 調された妨害波を基準感度より四五・五デシベル(チャネル間隔が一五HLのものにあ の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の下欄に掲げる周波数幅の変 基準感度より一四デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調

	五	10	五	チャネル間隔(MZ)
五.	10	七・五	五	離調周波数(Mz)
五.	五	五	五	妨害波の周波数幅(Mz)

相互変調特性

基地局の相互変調特性

基準感度より六デシベル高い希望波(符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の

がその最大値の九五%以上であること。
がその最大値の九五%以上であること。
の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変の一の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数において同表の四の欄に掲げる周波数幅の変に場ける離調周波数だけ離れた周波数において変調のない妨害波を、同表の三の二の欄に掲げる手ャネル間隔に応じた同表

各空中線端子における最大送信電力が38デシベル(1ミリワットを0デシベルとする。)を超えるものにあつては-52デシベル、最大送信電力が24デシベルを超え38デシベル以下のものにあつては-47デシベル、最大送信電力が24デシベル以下のものにあつては-47デシベル、最大送信電力が24デシベル以下のものにあつてけ-44デシベル

=	1	_	_	五			_	l
	110	五	10)	チャネル間隔(Mz	
	一七・三九五	一四・九三	一二・四六五	10		の離調周波数(MI)	二 変調のない妨害波	
	二七・五	三五	1111・五	110	数 MHz	害波の離調周波	三 変調された妨	
	五	五	五	五	MHz	害波の周波数幅	四 変調された妨	

イ 陸上移動局の相互変調特性

一 チャネル間隔 (Mz	二 変調のない妨害波 三	三 変調された妨	四 変調された妨
<u> </u>	の離調周波数 (MI)	害波の離調周波	害波の周波数幅
		数 MHz)	MHz
五	10	110	五.
10	一二・五	三五	五
一 五.	一五	1110	五.
110	一七・五	三五	五

[七~二十三 略]

[七~二十三 同上]

基地局の感度

ア 空中線端子 (測定に用いることができる端子をいう。以下この号において同じ。) の ある受信設備

各空中線端子における希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波)の受信電力 (二)一○一・八デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の場合におい スループットがその最大値の九五%以上であること

空中線端子のない受信設備

合において、スループットがその最大値の九五%以上であること シベル(一ミリワットを〇デシベルとする。)から空中線絶対利得を減じた値以下の場 希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波)の受信電力が(二)一〇一・八デ

値の九五%以上であること。 ル(一ミリワットを○デシベルとする。)以下の場合において、スループットがその最大 陸上移動局の感度 希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波)の受信電力が(一)九五・五デシ、

隣接チャネル選択度

基地局の隣接チャネル選択度

る。)の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であ ること。 接帯域に、希望波と同じ帯域幅の(二)五二デシベル(一ミリワットを○デシベルとす 空中線端子のある受信設備 基準感度より六デシベル高い希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波)の隣

空中線端子のない受信設備

がその最大値の九五%以上であること。 る。)から空中線絶対利得を減じた値の妨害波が存在する場合において、スループット 接帯域に、希望波と同じ帯域幅の(二)五二デシベル(一ミリワットを〇デシベルとす 基準感度より六デシベル高い希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波)の隣

(2) 陸上移動局の隣接チャネル選択度

する。)の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%以上であ 接帯域に、希望波と同じ帯域幅の(二)五四・五デシベル(一ミリワットを〇デシベルと 基準感度より十四デシベル高い希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波)の隣

相互変調特性

基地局の相互変調特性 空中線端子のある受信設備

接帯域の中心に、変調のない(二)五二デシベル(一ミリワットを○デシベルとする。 の妨害波が存在し、なおかつ当該妨害波の隣接帯域(希望波が存在しないほうに限る 基準感度より六デシベル高い希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波)の隣 に、希望波と同じ帯域幅の変調された(Ⅰ)五二デシベル(Ⅰミリワットを○デシ

以上であること。 以上であること。 ベルとする。)の妨害波が存在する場合において、スループットがその最大値の九五%

空中線端子のない受信設備

(2) 陸上移動局の相互変調特性

ること。 基準感度より十三デシベル高い希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波)の隣 基準感度より十三デシベル高い希望波(四相位相変調の信号で変調された搬送波)の隣

備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線(下線を含む。)は注記である。